

\*\*\*\*\*

令和5年度  
第1回川口市青少年問題協議会

\*\*\*\*\*



令和5年6月12日(月) 午後2時

川口市立青木会館 3階 会議室

大人が変われば

子どもも変わる



地域の子どもは

地域で守り育てる

# 次 第

## 1 開会

## 2 委員自己紹介

## 3 会長の選任等

(1) 会長選任

(2) 会長あいさつ

(3) 会長代理の指名

(4) 会長代理のあいさつ

## 4 議題

(1) 川口市青少年問題協議会について ..... 1

(2) 川口市の青少年対策について ..... 8

(3) 川口市の青少年の現状について ..... 15

(4) 青少年の健全育成等について ..... 20

(5) その他 ..... 21

## 5 閉会

# 議題（１）川口市青少年問題協議会について

## 川口市青少年問題協議会概要

設置根拠法令等	地方青少年問題協議会法・川口市青少年問題協議会条例		
設置年月日	昭和30年4月1日		
所掌事務	<p>青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。</p> <p>青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。</p>		
委員数・任期	15人・2年（任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日）		
委員の氏名	氏名 <small>※敬称略</small>	備考	
	林 美 恵 子	公募市民	市民
	渡 邊 香 織	公募市民	
	小野寺 秀明	川口市青少年団体連絡協議会	青少年関係団体
	伊 藤 正 樹	川口機械工業協同組合	
	丸 山 智 也	川口市民生委員児童委員協議会	
	近 藤 智 明	川口市PTA連合会	
	森 元 秀 樹	川口地区保護司会	
	菊 地 美 代 子	川口商工会議所女性会	
	江 原 均	川口商工会議所青年部	
	富 田 政 弘	川口市少年軟式野球連盟	
	小 柳 美 佐 子	川口市青少年育成推進員協議会	
	稲 澤 慎 司	川口警察署生活安全課	
	梅 田 英 良	武南警察署生活安全課	
	小 野 毅	川口市中学校長会	知識経験者
三 浦 大 助	川口市小学校長会		

## 地方青少年問題協議会法

発令　　：昭和28年7月25日法律第83号

最終改正：平成25年6月14日号外法律第44号

改正内容：平成25年6月14日号外法律第44号〔平成26年4月1日〕

### ○地方青少年問題協議会法

〔昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号〕

〔総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・労働大臣署名〕

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

### 地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
  - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和三二年六月一日法律第一五八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則〔昭和三三年五月一〇日法律第一四四号〕

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三七年四月一六日法律第七七号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四一年三月三一日法律第一六号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**改正**

昭和55年6月27日条例第18号

平成12年6月29日条例第42号

平成26年3月20日条例第4号

平成27年3月12日条例第1号

川口市青少年問題協議会条例

(設置)

**第1条** 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、川口市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員)

**第2条** 委員の数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 青少年関係団体から選出された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 知識経験者

(任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第4条** 会長は、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

**第6条** 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資



料の提出を求めることができる。

(専門委員)

**第7条** 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに、解任されるものとする。

(幹事)

**第8条** 協議会に幹事若干人を置き、市長が関係行政機関の職員及び市職員のうちから委嘱又は任命する。

- 2 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

**第9条** 協議会の庶務は、子ども部において処理する。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。  
(川口市青少年問題協議会設置条例の廃止)
- 2 川口市青少年問題協議会設置条例(昭和35年条例第1号)は、廃止する。

**附 則**(昭和55年6月27日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

**附 則**(平成12年6月29日条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**(平成26年3月20日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市青少年問題協議会条例第1条の規定により設置された川口市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の会長である者及び協議会

の委員である者は、この条例による改正後の川口市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定により選任され、又は同条例第2条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。

**附 則**（平成27年3月12日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 議題（２） 川口市の青少年対策について

### ◆第5次川口市総合計画・後期基本計画での位置づけ

《めざす姿》 「Ⅱ 子どもから大人まで“個々が輝くまち”」

《施策》 「2 子どもの成長をサポートする基盤づくり」

#### 【基本方針】

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていきます。

《単位施策》 「① 学校の教育力向上」  
「② 地域の教育力・健全育成活動の充実」

#### 《主な取り組み》

#### ② 地域の教育力・健全育成活動の充実

- 1 学校運営協議会と地域学校協働活動が連携・協働しながら、地域住民等の参画を得て取り組む学校応援団や放課後子供教室の活動を基礎に、学校と地域等を双方向の関係に発展させ、地域全体で子どもの学びや育ちを支えます。

- 2 子どもが生きる力を身に付け、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業などを実施します。また、地域活動やボランティア活動、世代間交流などへの積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識を持ち、他者を思いやることができる人づくりを行います。
- 3 子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進し、指導者の養成や資質向上に努めます。
- 4 学校・家庭・地域などと連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進します。また、市民意識の高揚を図るため、啓発活動などを継続的に展開します。
- 5 困難をきたす子どもや若者に対し適切に相談・支援ができるよう、関係諸機関が連携を図りながら社会全体で支援できる体制づくりを推進します。

- ※ 1 学校での取り組み  
2～5 青少年対策室での取り組み

## 令和4年度 青少年対策室事業報告

No.	事業名	日時・場所
1	いじめから子どもを守る委員会	【定例会】 毎月第4木曜日10:00～ 第2庁舎3階会議室
		【交流会】 8月2日(火)9:30～ 人財育成センター 12月26日(月)、3月27日(月) 9:00～ 第2庁舎地階 第1・2会議室
		【いじめ撲滅キャンペーン】 街頭 11月11日(金) 川口駅頭 16:00～
2	公民館地区青少年育成協議会 会長・事務局長合同会議	5月10日(火) 14:00～ SKIPシティ多目的ホール
3	青少年育成推進員協議会総会	5月30日(月) 14:00～ SKIPシティ多目的ホール
4	青少年問題協議会	①6月30日(木)14:30～生涯学習プラザ ②1月24日(火)14:00～生涯学習プラザ
5	子ども自然体験村(デイキャンプ)	神根青少年野外活動広場 ①7月23日(土)②7月24日(日) ③8月20日(土)④8月21日(日) ※④のみ雨天中止
6	通学合宿	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
7	七つの祝い	10月10日(月・祝)式典11:00～ グリーンセンター
8	非行防止キャンペーン	街頭キャンペーン 【夏】7月7日(木)17:30～ 川口駅頭 【秋】11月1日(火)16:00～ 東川口駅頭
		講演会 11月8日(火)13:30～ 鳩ヶ谷駅市民センター多目的ホール
9	第42回親と子の音楽会	2月26日(日)14:00～ リリア・音楽ホール
10	第65回明るい街づくり運動推進大会	3月4日(土)14:00～ リリア・音楽ホール
11	指導者養成講習会	10月15日(土)10:00～ 上青木公民館
12	アドベンチャープレイ事業 ※前川第6公園 ※南平児童交通公園	前川なつまつり 8月27日(土)
		なんぺいまつり 10月22日(土)
		新春伝承あそびまつり 1月29日(日)
13	おかめ市街頭補導	12月25日(日) 鳩ヶ谷氷川神社
14	青少年まつり	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
15	三市青少年の船 当番市:川口市	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

## 令和4年度事業の概要と課題

### 単位施策と主な取り組み ②-2

子どもが生きる力を身に付け、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業などを実施します。また、地域活動やボランティア活動、世代間交流などへの積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識を持ち、他者を思いやることができる人づくりを行います。

#### 1 子ども自然体験村 (デイキャンプ)

【概要】 野外活動を通して、自然や環境への理解を深めるとともに、異なる年齢の人たちとの交流の中で、自主性、協調性、忍耐力、社会性、思いやりの心を育むことを目的とし、実施するもの。

【実績】 令和4年7月23日・24日、8月20日・21日  
※8月21日は雨天中止／神根青少年野外活動広場  
参加者 小学4年生～6年生 68人

【課題】 リーダーとなる若手キャンプ指導者の確保。

#### 2 通学合宿 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

【概要】 親元を離れ、共同生活をしながら通学することにより、家族の大切さを理解し、「生きる力」を身に付けることを目的として実施するもの。運営にあたっては、地域との連携を重視し、子どもたちが誇りや愛着を持てる地域づくりが実現できることを目指すもの。

【当初予定】 令和4年9月中  
参加対象者 小学4年生～6年生

【課題】 開催地域における関係団体との連携強化及び若手指導者の確保

#### 3 七つの祝い

【概要】 来春、小学校に入学する子どもを招待し、青少年団体によるステージ等で、健やかな成長を祝福するもの。

【実績】 令和4年10月10日／グリーンセンター  
参加対象幼児 737人

【課題】 子どもの成長を皆で喜び合えるような、企画・運営の継続。

#### 4 親と子の音楽会

【概要】 親子が音楽を通してふれ合うことにより、子どもの情操を養い、親子の信頼関係と温かい家庭環境の構築に資することを目的とし、実施するもの。

【実績】 令和5年2月26日／川口総合文化センターリリア  
参加者517人

【課題】 幼少期における良き思い出づくりができる、企画・運営の継続。

##### 単位施策と主な取り組み ②-3

子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進し、指導者の養成や資質向上に努めます。

#### 1 青少年指導者養成講習会

【概要】 青少年活動に役立つ技術講習を通して、指導者の能力と資質の向上を図り、地域の青少年団体のリーダーを養成し、青少年活動の活性化を図るもの。

【実績】 令和4年10月15日／上青木公民館 救急救命講習  
参加者10人

【課題】 カリキュラムの充実

##### 単位施策と主な取り組み ②-4

学校・家庭・地域などと連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進します。また、市民意識の高揚を図るため、啓発活動などを継続的に展開します。

#### 1 青少年非行防止キャンペーン

【概要】 青少年の非行防止、並びに犯罪の未然防止を図るため、警察、行政及び青少年団体等が相互に協力、連携し、啓発活動を実施することで、青少年の健全育成を推進する。

【実績】 講演会 法務省矯正局 さいたま少年鑑別所  
さいたま法務少年支援センター 非行防止相談室ひいらぎ  
地域非行防止調整官 佐々木 彩子  
「青少年の非行防止について ～少年鑑別所の視点から～」

令和4年11月8日／鳩ヶ谷駅市民センター多目的ホール  
参加者51人

街頭キャンペーン

夏： 7月7日 川口駅頭 参加者120人

秋： 11月1日 東川口駅頭 参加者 38人

【課題】 より効果的な事業内容の検討及び参加者の確保。

## 2 愛のひと声・あいさつ運動

【概要】 青少年の犯罪や非行を防止し、健全に育成するため、地域で見守り、あいさつを交わす習慣をつくる運動を実施するもの。

【実績】 実施団体 151団体 延べ参加者数 81,795人  
延べ活動日数 13,909日

【課題】 実施団体との協力体制の強化。

## 3 おかめ市街頭補導

【概要】 青少年を犯罪や非行、事故等から守るため、毎年12月に開催されるおかめ市周辺のパトロール及び補導活動を実施するもの。

【実績】 令和4年12月25日／鳩ヶ谷氷川神社

【課題】 関係団体・機関との協力・連携体制の構築

## 4 明るい街づくり運動推進大会

【概要】 青少年育成委員や青少年団体の指導者等が一堂に会し、青少年の健全育成と取り組みの一層の進展を期するもの。

【実績】 令和5年3月4日 リリア音楽ホール  
参加者270人

【課題】 青少年健全育成活動に関わる方々の、意欲と意識をより高められるような企画・運営の継続。

## 5 小・中学生作文コンクール

【概要】 小・中学生が感じたことや日常考えていることを作文にまとめ、自分の存在や社会との関わりについて認識させるとともに、青少年に対する市民の理解を深めることを目的とし、実施するもの。

【実績】 作品数 小学生470作品、中学生293作品  
(うち入賞28作品)

【課題】 応募作品の減少

単位施策と主な取り組み ②-5

困難をきたす子どもや若者に対し適切に相談・支援ができるよう、関係諸機関が連携を図りながら社会全体で支援できる体制づくりを推進します。

1 いじめ防止推進事業

- 【概要】 平成29年4月に施行された「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」に基づき、「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置し、いじめに関する相談に対応して、必要な調査及び調整を行う。
- 【実績】 令和4年度相談ケース数 20ケース  
※うち委員面接実施 7ケース（延べ11回）  
いじめから子どもを守る委員会定例会 12回
- 【課題】 委員会相談窓口の周知及び相談体制の充実。



## 令和5年度 青少年対策室事業予定表

No.	事業名	日時・場所
1	いじめから子どもを守る委員会	【定例会】 毎月第4木曜日 10:00～ 第2庁舎3階会議室
		【交流会】①青木会館 ②③本庁舎501 9:00～ ①7月31日(月)、②12月25日(月)、③3月28日(木)
		【いじめ撲滅キャンペーン】 街頭 11月1日(水) 川口駅頭 16:00～
2	公民館地区青少年育成協議会 会長・事務局長合同会議	5月 9日(木) 14:00～ 青木会館3階会議室
3	青少年育成推進員協議会総会	5月26日(金) 14:00～ 青木会館3階会議室
4	青少年問題協議会	①6月12日(月) 14:00～青木会館3階会議室 ②日時・会場未定
5	子ども自然体験村(キャンプ)	7月23日(日)～25日(火) 群馬県みどり市 小平の里
6	通学合宿	9月20日(水)～23日(土・祝) 芝公民館
7	七つの祝い	10月9日(月・祝) 式典11:00～ グリーンセンター
8	非行防止キャンペーン	街頭キャンペーン
		【夏】7月20日(木) 17:30～ 川口駅頭 【秋】11月7日(火) 16:00～ 東川口駅頭
		講演会 1月予定 14:00～ 青木会館3階会議室
9	第43回親と子の音楽会	2月25日(日) 14:00～ リリア・音楽ホール
10	第66回明るい街づくり運動推進大会	3月9日(土) 14:00～ 川口市民ホール・フレンジア
11	指導者養成講習会	①講習会 ※日時・場所未定 ②救急救命講習
12	アドベンチャープレイ事業 ※前川第6公園 ※南平児童交通公園	科学祭7/26・27・8/2、夏祭8/5、わんぱく祭10月、 焼き芋12月、新春伝承遊び祭り1月予定 プレイリーダー養成講座 未定 ※例年9月初旬 プレイリーダー研修会 未定 ※例年2月下旬
13	おかめ市街頭補導	12月15日(金) 川口神社
		12月19日(火) 飯塚氷川神社
		12月24日(日) 鳩ヶ谷氷川神社
14	青少年まつり	6月4日(日) 10:00～15:00 川口駅東口公共広場(キュポ・ラ広場)
15	三市青少年の船 (未定) 当番市:戸田市	結団式 未定 ※例年3月初旬 研修会 未定 ※例年3月下旬

# 議題（3） 川口市の青少年の現状について

## 1 人口について

### ◆人口・世帯数・人口動態の推移（平成24-令和5年）

単位：人・世帯

	人口	世帯	対前年 人口増減数	自然動態		社会動態	
				出生	死亡	転入等	転出等
平成							
24年	579,021	260,715	61,850	5,252	4,532	30,212	29,101
25年	580,852	259,048	1,831	5,291	4,575	30,494	28,073
26年	583,989	262,302	3,137	5,140	4,592	31,597	26,929
27年	589,205	266,902	5,216	5,327	4,858	31,758	28,748
28年	592,684	270,957	3,479	5,207	4,767	31,344	28,973
29年	595,495	274,870	2,811	4,954	5,036	34,034	29,397
30年	600,050	280,069	4,555	4,833	5,256	34,076	29,865
31年	603,838	285,043	3,788	-	-	-	-
令和元	-	-	-	4,706	5,460	34,385	30,364
2年	607,105	290,037	3,267	4,487	5,694	32,933	31,458
3年	607,373	293,582	268	4,045	5,863	31,294	31,304
4年	605,545	295,628	△1,828	3,950	6,304	32,405	30,881
5年	604,715	298,203	△830				

※人口・世帯は1月1日現在の日本人と外国人の合計（川口市統計資料）

※人口動態は各年1月1日-12月31日

※平成23年10月11日川口市・鳩ヶ谷市合併

### ◆家族類型別一般世帯数・人員と18歳未満親族のいる一般世帯数・人員

単位：世帯・人

	一般世帯				
	世帯数	世帯人員	18歳未満の親族のいる一般世帯		
			世帯数	世帯人員	18歳未満親族人員
親族のみの世帯	159,810	472,729	53,919	204,562	87,310
核家族世帯	146,573	421,051	49,464	182,664	80,518
核家族以外の世帯	13,237	51,678	4,455	21,898	6,792
非親族を含む世帯	3,397	7,929	257	1,052	377
単独世帯	103,176	103,176	19	19	19
※総数	266,756	584,912	54,195	205,633	87,706

※世帯数・世帯人員の総数には不詳分含む

（令和2年 国勢調査）

※一般世帯 ・住居と生計を共にしている人の集まり

- ・一戸を構えて住んでいる単身者
- ・間借り・下宿などの単身者
- ・会社などの独身寮の単身者

## ◆地区別人口・世帯数・30歳未満人口(令和5年)

単位:人・世帯

	人口 (世帯数)	平均 年齢	30歳未満人口					
			0-6歳	7-12歳	13-15歳	16-18歳	19-29歳	
川口市	604,715 (298,203)	45.58	169,873 28.09%	30,892	30,154	15,498	15,553	77,776
中 央	43,720 (22,852)	43.87	12,412 28.39%	2,491	2,063	927	973	5,958
横曽根	71,917 (40,383)	43.95	21,357 29.70%	3,305	3,060	1,480	1,485	12,027
青 木	77,880 (38,972)	46.87	20,731 26.62%	3,619	3,732	1,868	1,902	9,610
南 平	65,503 (31,826)	45.52	18,325 27.98%	3,274	3,359	1,816	1,793	8,083
新 郷	39,336 (17,961)	48.15	10,126 25.74%	1,866	2,042	1,109	1,120	3,989
神 根	51,587 (23,480)	47.68	13,901 26.95%	2,475	2,613	1,551	1,571	5,691
芝	80,667 (43,108)	46.99	21,296 26.40%	3,740	3,294	1,616	1,758	10,888
安 行	38,242 (16,271)	44.67	11,417 29.85%	2,385	2,496	1,220	1,193	4,123
戸 塚	70,902 (32,009)	42.33	22,505 31.74%	4,433	4,171	2,061	2,029	9,811
鳩ヶ谷	64,961 (31,341)	46.18	17,803 27.41%	3,304	3,324	1,850	1,729	7,596

※人口・世帯は1月1日現在の日本人と外国人の合計

(川口市統計資料)

## 2 少年非行の現状について

### 非行少年補導（検挙）状況

令和4年1月～令和4年12月 下段（ ）内は前年数値  
 ※人数については令和5年3月現在の暫定値

		補導（検挙）数（人）			構成比（％）			摘 要	
		川 口 警察署	武 南 警察署	計	川 口 警察署	武 南 警察署	計		
非 行 少 年	犯 罪 年	刑 法 犯	29 (45)	28 (17)	57 (62)	4.8 (5.8)	6.7 (4.5)	5.6 (5.3)	
		特別法犯	8 (11)	14 (2)	22 (13)	1.3 1.4	3.3 (0.5)	2.2 (1.1)	
		計	37 (56)	42 (19)	79 (75)	6.2 (7.2)	10.0 (5.0)	7.8 (6.5)	
	触 法 少 年	刑 法 犯	13 (11)	14 (6)	27 (17)	2.2 (1.4)	3.3 (1.6)	2.7 (1.5)	
		特別法犯	1 (0)	3 (0)	4 (0)	0.2 (0.0)	0.7 (0.0)	0.4 (0.0)	
		計	14 (11)	17 (6)	31 (17)	2.3 (1.4)	4.1 (1.6)	3.0 (1.5)	
	ぐ 犯 少 年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)		
	小 計	51 (67)	59 (25)	110 (92)	8.5 (8.6)	14.1 (6.5)	10.8 (7.9)		
	不良行為少年		548 (712)	360 (357)	908 (1069)	91.5 (91.4)	85.9 (93.5)	89.2 (92.1)	
	合 計		599 (779)	419 (382)	1018 (1161)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	

資料提供：川口警察署・武南警察署

非 行 少 年……犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年

犯 罪 少 年……罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

○刑法犯少年……刑法の各本条に定められている行為（交通関係を除く。）をした少年

○特別法犯少年……刑法及び道路交通法以外の法令に違反する行為をした少年

触 法 少 年……14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ 犯 少 年……性格、環境に照らして将来罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不良行為少年……非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年

※民法および少年法の改正により令和4年4月から18・19歳は特定少年となります。

## 罪 種 別 非 行 状 況

1 犯罪少年（刑法に規定する罪を犯した14歳以上20歳未満の少年） 単位：人

令和4年1月～令和4年12月 下段（ ）内は前年数値  
 ※人数については令和5年3月現在の暫定値

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計	摘 要
川口警察署 管内	0 (1)	7 (13)	14 (18)	0 (6)	2 (0)	6 (7)	29 (45)	
武南警察署 管内	2 (1)	3 (7)	20 (5)	0 (2)	0 (0)	3 (2)	28 (17)	
合 計	2 (2)	10 (20)	34 (23)	0 (8)	2 (0)	9 (9)	57 (62)	

2 触法少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年） 単位：人

令和4年1月～令和4年12月 下段（ ）内は前年数値  
 ※人数については令和5年3月現在の暫定値

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計	摘 要
川口警察署 管内	1 (1)	0 (0)	6 (3)	0 (0)	1 (0)	5 (7)	13 (11)	
武南警察署 管内	0 (0)	1 (5)	12 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	14 (6)	
合 計	1 (1)	1 (5)	18 (4)	0 (0)	1 (0)	6 (7)	27 (17)	

資料提供：川口警察署・武南警察署

## 不 良 行 為 別 状 況

令和4年1月～令和4年12月 下段( )内は前年数値  
※人数については令和5年3月現在の暫定値

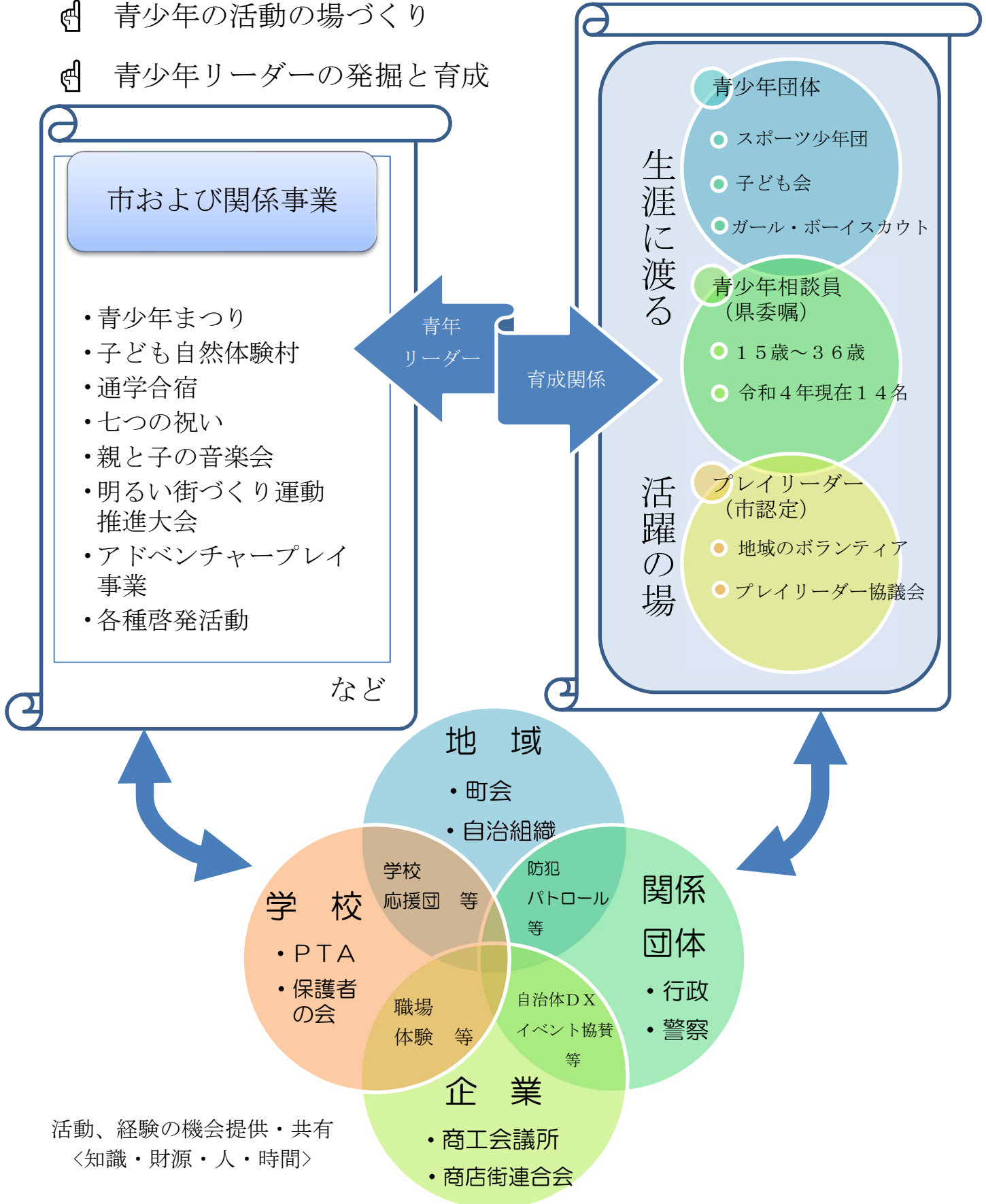
行 為 種 別	補 導 ( 検 挙 ) 数 ( 人 )			構 成 比 ( % )			摘 要
	川 口 警 察 署	武 南 警 察 署	計	川 口 警 察 署	武 南 警 察 署	計	
飲 酒	12 (20)	4 (7)	16 (27)	2.2 (2.7)	1.1 (2.0)	1.8 (2.5)	
喫 煙	65 (55)	55 (45)	120 (100)	11.9 (7.5)	15.3 (12.6)	13.2 (9.2)	
薬 物 乱 用	0 (1)	0 (4)	0 (5)	0.0 (0.1)	0.0 (1.1)	0.0 (0.5)	
刃物等所持携帯	4 (22)	0 (0)	4 (22)	0.7 (3.0)	0.0 (0.0)	0.4 (2.0)	
粗 暴 行 為	75 (84)	40 (34)	115 (118)	13.7 (11.5)	11.1 (9.5)	12.7 (10.8)	
金品不正要求	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
深夜はいかい	303 (372)	212 (210)	515 (582)	55.3 (50.8)	58.9 (58.8)	56.7 (53.4)	
家 出	21 (38)	16 (11)	37 (49)	3.8 (5.2)	4.4 (3.1)	4.1 (4.5)	
無 断 外 泊	5 (6)	9 (8)	14 (14)	0.9 (0.8)	2.5 (2.2)	1.5 (1.3)	
不健全性的行為	3 (10)	2 (0)	5 (10)	0.5 (1.4)	0.6 (0.0)	0.6 (0.9)	
性的いたづら	0 (19)	1 (0)	1 (19)	0.0 (2.6)	0.3 (0.0)	0.1 (1.7)	
不 良 交 友	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0.2 (0.0)	0.0 (0.0)	0.1 (0.0)	
怠 学	11 (13)	11 (15)	22 (28)	2.0 (1.8)	3.1 (4.2)	2.4 (2.6)	
不健全娯楽	37 (81)	3 (18)	40 (99)	6.8 (11.1)	0.8 (5.0)	4.4 (9.1)	
金品持出し	11 (11)	7 (4)	18 (15)	2.0 (1.5)	1.9 (1.1)	2.0 (1.4)	
暴 走 行 為	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.3)	0.0 (0.1)	
そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
合 計	548 (732)	360 (357)	908 (1089)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	

資料提供：川口警察署・武南警察署

# 議題（４）青少年の健全育成等について

## 第5次川口市総合計画を踏まえた【青少年健全育成ビジョン】

- 📍 青少年の活動の場づくり
- 📍 青少年リーダーの発掘と育成



## 議題(5)その他

### 令和5年度川口市青少年問題協議会スケジュール(案)

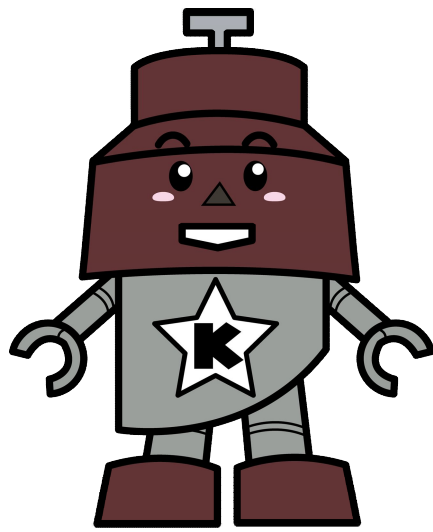
- ・第1回 令和5年6月12日(月)
- ・第2回 令和6年1月～2月予定

### 令和6年度川口市青少年問題協議会スケジュール(案)

- ・第1回 令和6年6月～7月予定
- ・第2回 令和7年1月～2月予定







川口市マスコット  
「きゅぼらん」